

# 「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

平成25年03月25日

## 1. 「犯罪収益移転防止法」の改正について

平成25年4月1日より、改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、「運転免許証」などによる本人確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業内容」(法人)、(3)「主要株主等の氏名・住所・生年月日」の確認が必要になります。

		平成25年3月31日まで	平成25年4月1日以降
個人の お客さま	確認事項	氏名・住所・生年月日	<input type="checkbox"/> 氏名・住所・生年月日（従来どおり） <input type="checkbox"/> お取引の目的 <input type="checkbox"/> ご職業
	確認方法	運転免許証、健康保険証等の公的書類の <b>原本</b> をご提示していただきます。	<input type="checkbox"/> 従来の確認方法に加えて、当行所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。
法人の お客さま	確認事項	名称・本店または主な事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 名称・本店または主な事務所の所在地（従来どおり） <input type="checkbox"/> お取引の目的 <input type="checkbox"/> 事業内容 <input type="checkbox"/> 実質的支配者（*1）の有無・氏名・住所・生年月日
	確認方法	登記事項証明書、印鑑登録証明書（*2）等の公的書類の <b>原本</b> をご提示していただきます。	<input type="checkbox"/> 従来の確認方法に加えて「事業内容」については、登記事項証明書、定款（*3）などの <b>原本</b> をご提示していただきます。 <input type="checkbox"/> それ以外の事項は、当行所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。

- \*1 「実質支配者」とは、株式会社や有限会社などでは、25%を超える「議決権」を持つすべての方をいいます（「議決権」が50%を超える場合には、その方のみ）。また、合名/合資会社、公益/一般社団法人、医療法人などでは、代表権のある方をいいます。
- \*2 「登記事項証明書」「印鑑証明書」は、発行日から6ヶ月以内のものがが必要です。
- \*3 「定款」は、確認日において有効なものがが必要です。

## 2. お客さまへのご確認が必要なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込等
- ③ 200万円を超える現金の受払等
- ④ 融資取引等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

## 3. お客さまへのお願い

改正「犯罪収益移転防止法」が施行される平成25年4月1日以降、はじめて口座を開設されるときやご融資を受けられるときは、すでにお取引いただいているお客さまにおいても、一度は、今回追加される確認事項を確認させていただきます。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上